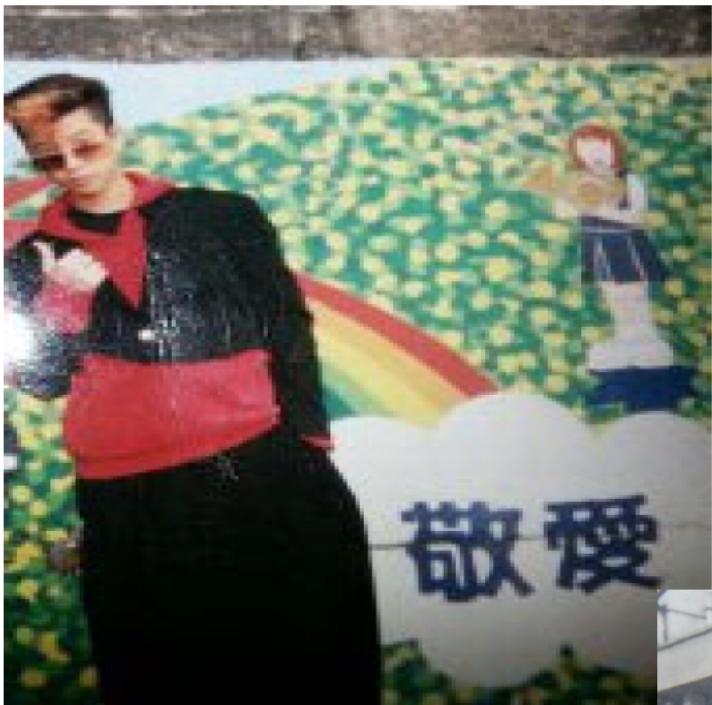


自分と未来は変えられる ～再非行を減らし、笑顔を増やしたい～

NPO法人再非行防止サポートセンター愛知
理事長 高坂 朝人
『再サポ』で検索



僕は、犯罪者でした



自己紹介

氏名 高坂 朝人（たかさか あさと）

年齢 38歳

居住地 愛知県尾張旭市

出身地 広島県広島市

1997年（13歳）～2007年（24歳） 非行少年・犯罪者

少年鑑別所3回、少年院2回、拘置所1回、暴走族、暴力団準構成員、刺青、逮捕15回

2014年（31歳）～現在 NPO法人再非行防止サポートセンター愛知 理事長

2018年（35歳）～現在 KOSE株式会社 代表取締役

全国再非行防止ネットワーク協議会 代表

愛知県再犯防止連絡協議会 委員

講演・スピーチ：第3回世界保護観察会議、BBS運動発足70周年記念式典

京都コングレスユースフォーラム等

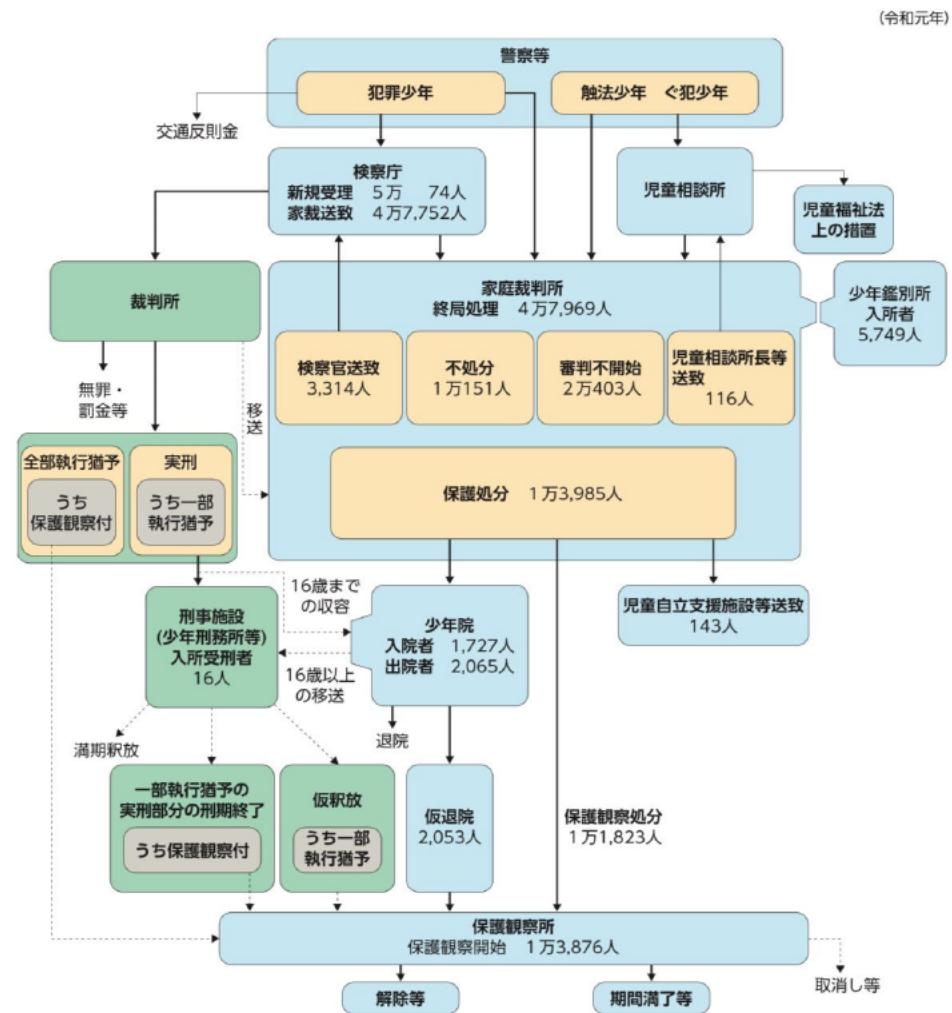
表彰：社会貢献支援財団、守屋賞、作田明賞等

メディア：NHK目撃！日本列島、朝日新聞フロントランナー等

非行少年
検察庁 新規受理 50,074人
少年鑑別所入所者 5,749人
少年院 入院者 1,727人
(令和2年版犯罪白書 令和元年)

非行・犯罪の要因
①虐待
②貧困
③障害に対する無理解
④学業不振、いじめ
⑤家庭環境

▼ 3-2-1-1図 非行少年処遇の概要



- 注
- 1 檢察統計年報、司法統計年報、矯正統計年報及び保護統計年報による。
 - 2 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 - 3 「児童相談所長等送致」は、知事・児童相談所長送致である。
 - 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 - 5 「出院者」の人員は、出院事由が退院又は仮退院の者に限る。
 - 6 「保護観察開始」の人員は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者に限る。

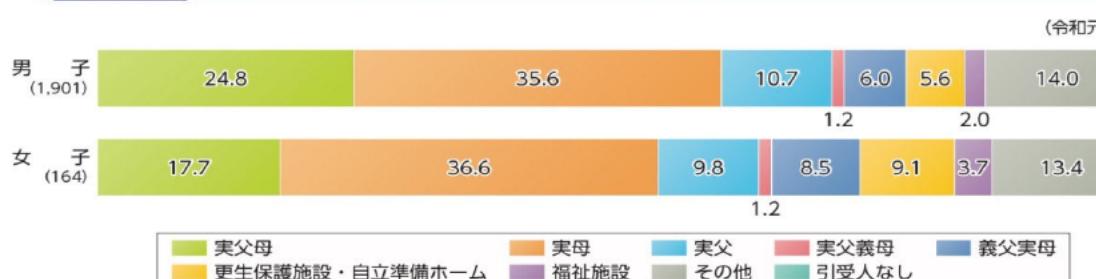
少年院に関する3つの統計

- ①約2割は親元以外に帰住
- ②2人に1人は、1人親家庭
- ③男子は3人に1人、女子は2人に1人が、被虐待経験
(令和2年版犯罪白書 令和元年)
※4人に1人は、障害がある

(2) 帰住先

令和元年における出院者の出院時引受人別構成比を男女別に見ると、3-2-4-10図のとおりである。

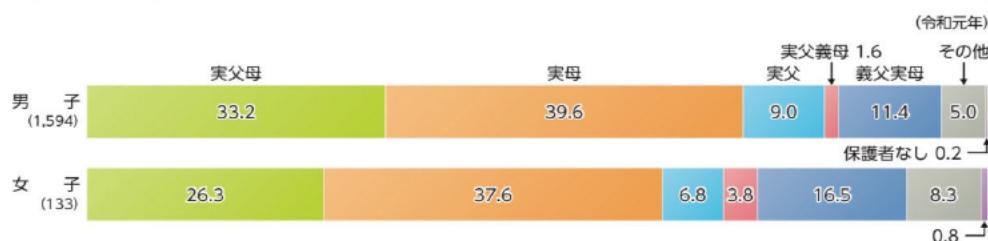
3-2-4-10図 少年院出院者の出院時引受人別構成比（男女別）



オ 保護者の状況

3-2-4-7図は、令和元年における少年院入院者の保護者状況別構成比を男女別に見たものである。

3-2-4-7図 少年院入院者の保護者状況別構成比（男女別）



注 1 矯正統計年報による。

2 保護者状況は、非行時による。

3 「その他」は、養父（母）等である。

4 () 内は、実人員である。

カ 被虐待経験

3-2-4-8図は、令和元年における少年院入院者の保護者等からの被虐待経験別構成比を男女別に見たものである。ただし、ここでいう被虐待経験の有無・内容は、入院段階における少年院入院者自身の申告等により把握することのできたものに限られている点に留意する必要がある。

3-2-4-8図 少年院入院者の被虐待経験別構成比（男女別）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。

3 「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。

4 複数の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。

5 () 内は、実人員である。

非行・犯罪を減らし、被害者を増やさない取り組み ※取り組みながら、必要なことを新たに取り組む連続

①住まいのサポート 20人をサポート中（満床）

自立準備ホーム9室（保護観察所や、児相相談所からの依頼、委託）

グループホーム8室（罪を犯した障害のある人たち、障害福祉サービス）

制度外のアパート3室

②施設内サポート 17人をサポート中 ↓すごく重要↓

留置所、鑑別所、少年院、拘置所、刑務所に入っている人たちと文通や面会

③在宅サポート 8人をサポート中

少年院や刑務所などから親元に帰った青少年に対するサポート

④就労継続支援B型 13人をサポート中

罪を犯した障害のある人たちなどが働きやすい作業、自分のペースで働ける環境

⑤サポート中の青少年の保護者に対するサポート

これから力を入れていくこと、取り組むこと

令和4年3月21日：自立準備ホームの全国組織を設立

罪を犯した人で、住まいに困っている人に、住まいと人との繋がりを届ける。

《自立準備ホームとは》

平成21年、刑務所から満期出所時に適当な帰住先のない人が約6,700人。更生保護施設だけでは定員に限界があるという問題意識から平成23年度から開始。

令和3年4月1日時点では445事業者が登録。最大委託可能数は3,751人。

しかし、令和元年、刑務所出所時に帰住先がなかった人は3,380人。

2015年度～2020年度に少年院を出院した人の内、**帰住先の調整が難航して在院期間が延びた人が168人**いたことが、全国の少年院へのアンケートでわかった。

自立準備ホームの制度が誕生して丸10年が経過したが、全国組織がない。

全国の自立準備ホームに対してアンケート調査をしたところ、全国組織設立の必要性と期待が明確であった。

全国の自立準備ホーム・関係機関と連携して、再非行・再犯を減らす。

休眠預金を活用した民間公益活動奨励事業
(2019年度採択)

自立準備ホームに関するアンケート調査
報告書



 全国再非行防止ネットワーク協議会

公益財団法人トヨタ財団 2019年度国内助成プログラム
「しらべる助成」採択事業

＜企画題目＞
「非行少年の立ち直りを阻む壁 一行先がなくて少年院を出院できない子どもたち」
**少年院における帰住調整等に困難を要した
事例アンケート調査報告書**



令和3年 2月

 全国再非行防止ネットワーク協議会